

議事要旨(7)「過年度遡及修正に関する論点の整理」に対するコメントについて

新井委員及び五反田屋専門研究員より、論点整理に対するコメント（15件）の紹介及び対応案についての説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。なお、当該説明に対する委員等からの質問や指摘事項はなかった。

- ・ 用語の定義について、我が国の「会計方針」の定義には「表示方法の変更」が含まれているが、これについて検討すべきとのコメントがあったため、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえつつ、見直すかどうかも含め、検討する方針である。
- ・ 論点1「過年度遡及修正の取扱いを定める必要性」に関しては、過年度遡及修正の取扱いを定める方向で検討すべきというコメントが多く寄せられたが、追加的なコストの発生などを懸念するコメントもあった。また、会社法・金商法に基づく開示制度や税法など、関連する諸制度との関係を整理すべきというコメントが多数あり、実務の混乱を招かないよう、基準設定プロセスと並行して、これら諸制度との関係の整理に努めることを考えている。
- ・ 論点2「個別財務諸表における過年度財務諸表の適用上の論点」に関しては、個別財務諸表に関しても原則として過年度遡及修正の考え方を導入すべきとするコメントのほか、個別については任意適用や注記開示も検討すべきという意見など、様々な見解があった。
- ・ 論点3「会計方針の変更に係る過年度遡及修正」に関しては、現行の注記方式から、財務諸表本体で遡及修正すべきという考え方が多数寄せられた。新会計基準の適用による会計方針の変更については個別に取扱いを定めるべきというコメントが複数あったが、そのような定めを設ける方向で検討することを考えている。また、遡及適用が実務上不可能な場合の判断基準や、遡及期間の考え方についてのコメントも寄せられた。
- ・ 論点4「表示方法の変更に係る過年度遡及修正」に関しても、遡及的な組替えを行うべきとのコメントが多かった一方、欧米との科目表記の違いを考慮すべきとのコメントがあった。
- ・ 論点5「会計上の見積りの変更に係る取扱い」とこれに関連した各論に関しては、遡及修正を行うべきではないとするコメントが多数寄せられた。また、見積りの変更と、会計方針の変更や誤謬の訂正との区別を明確にすべきとのコメントもあった。各論の減価償却方法の変更等については、詳細な検討や経済的便益の費消パターンの明示を求めるコメント等もあった。
- ・ 論点7「誤謬に係る過年度遡及修正」に関しては、誤謬の会計上の取扱いについて検討すべきという意見やこれに関する会計基準を定めるべきというコメントが複数あった一方で、修正再表示は制度で手当てされているため現行のままとすべきというコメントもあった。
- ・ 論点9の「廃止事業の報告に係る過年度遡及修正」に関しては、別プロジェクトで検討(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

すべきというコメントがほとんどであった。

- 今度の進め方としては、まずは「廃止事業の報告」以外の論点を優先して検討していきたいと考えている。また、論点6の「セグメントの区分方法の変更に係る過年度遡及修正」については、現在進行中のプロジェクトがあるため、そちらの検討と連携して進めたいと考えている。

以 上